

高知県あったかふれあいセンター事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新（令和7年度）	旧（令和6年度）
<p>第1条～第2条 略</p> <p>（定義）</p> <p>第3条 第1項～第2項 略</p> <p>3 <u>あったかふれあいセンターは、別表第1の事業メニュー欄ごとに、要件等欄に掲げる要件等に従い、同欄中の表に掲げる事業を実施することにより、前項の機能を担うこととする。</u></p> <p>（補助対象事業）</p> <p>第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、事業を適確に遂行するに足る能力を有すると認める次に掲げる団体等（以下「受託団体」という。）のいずれかに市町村が委託して実施する別表第1の<u>要件等</u>欄に掲げる事業（以下「委託事業」という。）とする。</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p>（補助対象経費）</p> <p>第5条 補助対象経費は、第2条の目的を達成するため、委託事業の実施に要する別表第2第3欄に掲げる経費であって市町村が委託料として支出するものとする。<u>ただし、次に掲げる費用については補助対象経費から除くものとする。</u></p> <p><u>（1） 国の補助事業等（次号に掲げるものを除く）、県の他の補助事業等、その他の補助事業等により補助を受けることができる額に相当する額</u></p> <p><u>（2） 重層的支援体制整備事業（移行準備事業を含む）に採択された事業費の額に相当する額</u></p> <p><u>（3） 受託団体が自主事業として行う事業に要する費用</u></p> <p>第2項 略</p> <p>（補助限度額及び補助率）</p> <p>第6条 <u>補助限度額及び補助率は、別表第2第1欄に掲げる区分ごとに定めるとおりとする。</u></p> <p>（委託契約等）</p> <p>第7条 第1項～第3項 略</p>	<p>第1条～第2条 略</p> <p>（定義）</p> <p>第3条 第1項～第2項 略</p> <p>3 あったかふれあいセンターは、別表第1の左欄に掲げる事業メニューごとに、同表の右欄に掲げる要件等に従い、同欄中の表に掲げる事業を実施することにより、前項の機能を担うこととする。</p> <p>（補助対象事業）</p> <p>第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、事業を適確に遂行するに足る能力を有すると認める次に掲げる団体等（以下「受託団体」という。）のいずれかに市町村が委託して実施する別表第1の右欄に掲げる事業（以下「委託事業」という。）とする。</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p>（補助対象経費）</p> <p>第5条 補助対象経費は、第2条の目的を達成するため、委託事業の実施に要する別表第2第3欄に掲げる経費であって市町村が委託料として支出するものとする。</p> <p>第2項 略</p> <p>（補助限度額及び補助率）</p> <p>第6条 補助限度額は、別表第2第1欄に掲げる区分ごとに、同表第4欄に定めるとおりとし、補助率は同表第5欄に定めるとおりとする。</p> <p>（委託契約等）</p> <p>第7条 第1項～第3項 略</p>

高知県あったかふれあいセンター事業費補助金交付要綱 新旧対照表

第4項(1)～(6) 略

(7)市町村は、受託団体が補助事業の実施に当たり、別表第1 要件等欄に掲げる要件等を満たさなかった場合に、既に交付した委託金の一部又は全部を返納させることができること。

(市町村の遵守事項)

第8条 市町村は、第2条の目的を達成するため次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 前号に規定する会計帳簿その他補助事業に係る収入及び支出の内容を証する書類について、補助事業の完了(第13条の規定による補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合及び第16条の規定による補助事業を取り消された場合を含む。)の日の属する年度の終了後5年間、知事の求めに応じて供覧することができるよう保管しておくこと。

(5)～(9) 略

第9条～第11条 略

(重要な変更)

第12条 第9条第2項の重要な変更は、次に掲げるものとする。

(1) 略

(2) 既に補助金の交付の決定を受けた事業に係る次に掲げる変更  
ア～エ 略

オ 補助金額の増額

カ 事業実施期間の2月を超える変更

キ 受託団体が補助事業を実施する場合に取得する財産(取得価格が10万円以上の備品に限る。)の総額が50万円以上の増額となる変更

第13条～第14条 略

(概算払の請求)

第15条 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払をすることができる。

第4項(1)～(6) 略

(7)市町村は、受託団体が補助事業の実施に当たり、別表第1右欄に掲げる要件等を満たさなかった場合に、既に交付した委託金の一部又は全部を返納させることができること。

(市町村の遵守事項)

第8条 市町村は、第2条の目的を達成するため次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 前号に規定する会計帳簿その他補助事業に係る収入及び支出の内容を証する書類について、補助事業の完了(第14条の規定による補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合及び第17条の規定による補助事業を取り消された場合を含む。)の日の属する年度の終了後5年間、知事の求めに応じて供覧することができるよう保管しておくこと。

(5)～(9) 略

第9条～第11条 略

(重要な変更)

第12条 第9条第2項の重要な変更は、次に掲げるものとする。

(1) 新たな事業の追加

(2) 既に補助金の交付の決定を受けた事業に係る次に掲げる変更

ア 事業名の変更

イ 事業内容の大幅な変更

ウ 事業実施場所の大幅な変更

エ 事業費の増額又は20パーセントを超える減額

オ 事業実施期間の2月を超える変更

カ 受託団体が補助事業を実施する場合に取得する財産(取得価格が10万円以上の備品に限る。)の総額が50万円以上の増額となる変更

第13条～第14条 略

高知県あったかふれあいセンター事業費補助金交付要綱 新旧対照表

2 前項の規定に基づき、市町村が概算払を請求しようとするときは、別記第6号様式による概算請求書を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定の取消し等)

第16条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は補助事業について変更を命ずることができる。

(1) 市町村がこの要綱又はこの要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 市町村が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 市町村が補助事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をしたと認められる場合

(4) 前3号に掲げるもののほか、補助金の交付の決定後に生じた事情の変更等により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 知事は、前項の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

3 前2項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(担当窓口の明確化等)

第17条 市町村は、補助事業に係る担当窓口を明確にし、補助事業を周知し広報するとともに、事業の委託に関する問い合わせに対応しなければならない。

(グリーン購入)

第18条 市町村は、受託団体に対して、物品等を調達する場合には、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるよう促すものとする。

(情報公開)

第19条 補助事業及び補助対象者である市町村に関して、高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則と

(補助金の交付の決定の取消し等)

第15条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は補助事業について変更を命ずることができる。

(1) 市町村がこの要綱又はこの要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 市町村が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 市町村が補助事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をしたと認められる場合

(4) 前3号に掲げるもののほか、補助金の交付の決定後に生じた事情の変更等により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 知事は、前項の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

3 前2項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(担当窓口の明確化等)

第16条 市町村は、補助事業に係る担当窓口を明確にし、補助事業を周知し広報するとともに、事業の委託に関する問い合わせに対応しなければならない。

(グリーン購入)

第17条 市町村は、受託団体に対して、物品等を調達する場合には、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるよう促すものとする。

(情報公開)

第18条 補助事業及び補助対象者である市町村に関して、高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする

高知県あったかふれあいセンター事業費補助金交付要綱 新旧対照表

して開示を行うものとする。

(委任)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は同年 3 月 16 日から施行する。

2 第 9 条第 1 項の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

3 この要綱は、令和 8 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。

4 前項の規定にかかわらず、この要綱に基づき交付された補助金については、第 8 条第 4 号から第 7 号まで、第 14 条第 5 項、第 16 条及び第 19 条の規定は、同日後もなおその効力を有する。

附 則

1 この要綱は、平成 24 年 10 月 10 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成 25 年 10 月 7 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成 26 年 6 月 24 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成 26 年 11 月 25 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、施行日前に着手済の平成 26 年度事業については、なお従前の例によることができる。

る。

(委任)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は同年 3 月 16 日から施行する。

2 第 9 条第 1 項の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

3 この要綱は、令和 6 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。

4 前項の規定にかかわらず、この要綱に基づき交付された補助金については、第 8 条第 4 号から第 7 号まで、第 14 条第 5 項から第 15 条及び第 18 条の規定は、同日後もなおその効力を有する。

附 則

1 この要綱は、平成 24 年 10 月 10 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成 25 年 10 月 7 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成 26 年 6 月 24 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成 26 年 11 月 25 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、施行日前に着手済の平成 26 年度事業については、なお従前の例によることができる。

高知県あったかふれあいセンター事業費補助金交付要綱 新旧対照表

附 則

1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 31 年 1 月 7 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、施行日前に着手済の令和元年度事業については、なお従前の例によることができる。

附 則

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、施行日前に着手済の令和 2 年度事業については、なお従前の例によることができる。

附 則

1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、施行日前に着手済の令和 3 年度事業については、なお従前の例によることができる。

附 則

1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、施行日前に着手済の令和 4 年度事業については、なお従前の例によることができる。

附 則

1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、施行日前に着手済の令和 5 年度事業については、なお従前の例によることができる。

附 則

1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、施行日前に着手済の令和 6 年度事業については、なお従前の例によることができ

附 則

1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 31 年 1 月 7 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、施行日前に着手済の令和元年度事業については、なお従前の例によることができる。

附 則

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、施行日前に着手済の令和 2 年度事業については、なお従前の例によることができる。

附 則

1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、施行日前に着手済の令和 3 年度事業については、なお従前の例によることができる。

附 則

1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、施行日前に着手済の令和 4 年度事業については、なお従前の例によることができる。

附 則

1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、施行日前に着手済の令和 5 年度事業については、なお従前の例によることができる

高知県あったかふれあいセンター事業費補助金交付要綱 新旧対照表

る。

--	--

## 高知県あったかふれあいセンター事業費補助金交付要綱 新旧対照表

### 別表第1 略

### 別表第2

別表第2					
1 区分	2 内容	3 補助対象経費	4 限度額	5 補助率	
人件費	コーディネーター	関係機関のネットワークの構築、地域での支え合いの仕組みづくりを推進するために必要な職員（コーディネーター）の人件費	市町村が委託料として支出する受託団体の次に掲げる経費 給料、職員手当等、及び共済費	以下のアとイの合算額 ア コーディネーター1人役あたり580万円 イ スタッフ1人役あたり340万円	1/2以内 <u>（ただし、「3 補助対象経費」と「4 限度額」を比較し、いずれか小さい額から収益見込み額を差し引いた額の1/2以内とする。）</u>
	スタッフ	基本機能を実施するために必要な職員（スタッフ）の人件費			
その他の経費	運営経費（共通）	事業規模に運動し、事業実施のために必要な運営経費	市町村が委託料として支出する受託団体の次に掲げる経費 賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料（1件50万円以内））、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費（単価50万円以内）、並びに負担金	人件費の限度額の25%以内  知事が必要と認めた額	
	機能強化・拡充経費	別表第1の「拡充機能（1）」から（5）」に掲げる機能を実施するために必要な運営経費、又は、地域のニーズに応じて当該年度に機能の強化・拡充を行うために必要な運営経費	市町村が委託料として支出する受託団体の次に掲げる経費		
		別表第1の「拡充機能（6）」子ども食堂を実施するために必要な運営経費（高知県あったかふれあいセンター事業費補助金の活用にあたっては、「高知県子ども食堂登録制度」に準じた取扱いとすること。）  ※定期的に開催する場合は月5回、小学校、中学校又は義務教育学校の長期休暇期間に開催する場合は週（月～日）3回を上限とする なお、定期開催及び長期休暇期間の開催が同一週に重なった場合は、週3回を上限とする	市町村が委託料として支出する受託団体の次に掲げる経費  【運営経費】 賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食材費、印刷製本費及び光熱水費）、役務費（通信運搬費、手数料）、使用料及び賃借料  【衛生管理経費】 保険料、腸内細菌検査料、食品衛生責任者養成講習会受講料  【子育て支援及び学習支援経費】 謝金、旅費  【行事食経費】 子ども食堂において行事食を提供するために必要な経費（食材費）	1回あたり8,500円※  ①保険料：1人あたり28円/回まで×参加者及びスタッフ人数※ ②腸内細菌検査料：1人あたり1,260円/回まで×スタッフ人数（スタッフ1人あたりの年間検査回数は2回までとする） ③食品衛生責任者養成講習会受講料：1箇所あたり5,500円まで（一般社団法人高知県食品衛生協会の受講料を上限とする） 継続して子ども食堂の業務に従事する職員・ボランティアが受講すること  1箇所あたり2万円以内 講師：1人あたり3,000円/回まで 学習支援を行う者：1人あたり1,000円/回まで  1箇所あたり33,000円以内	
		※定期的に開催する場合は月5回、小学校、中学校又は義務教育学校の長期休暇期間に開催する場合は週（月～日）3回を上限とする なお、定期開催及び長期休暇期間の開催が同一週に重なった場合は、週3回を上限とする	市町村が委託料として支出する受託団体の次に掲げる経費		
		デジタル環境整備経費	オンライン機器を活用した遠隔地からの支援や事業の実施等に取り組むため、必要な環境の整備にかかる経費	市町村が委託料として支出する受託団体の次に掲げる経費 需用費（消耗品費、印刷製本費、修繕料（1件50万円以内））、役務費（通信費含む）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費（単価50万円以内）、並びに負担金	知事が必要と認めた額

### 別表第3 略

### 別表第1 略

### 別表第2

別表第2					
1 区分	2 内容	3 補助対象経費	4 限度額	5 補助率	
人件費	コーディネーター	関係機関のネットワークの構築、地域での支え合いの仕組みづくりを推進するために必要な職員（コーディネーター）の人件費	市町村が委託料として支出する受託団体の次に掲げる経費 給料、職員手当等、及び共済費	以下のアとイの合算額 ア コーディネーター1人役あたり580万円 イ スタッフ1人役あたり310万円	1/2以内
	スタッフ	基本機能を実施するために必要な職員（スタッフ）の人件費			
その他の経費	運営経費（共通）	事業規模に運動し、事業実施のために必要な運営経費	市町村が委託料として支出する受託団体の次に掲げる経費 賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料（1件50万円以内））、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費（単価50万円以内）、並びに負担金	人件費の限度額の25%以内  知事が必要と認めた額	
	機能強化・拡充経費	別表第1の「拡充機能（1）」から（5）」に掲げる機能を実施するために必要な運営経費、又は、地域のニーズに応じて当該年度に機能の強化・拡充を行うために必要な運営経費	市町村が委託料として支出する受託団体の次に掲げる経費		
		別表第1の「拡充機能（6）」子ども食堂を実施するために必要な運営経費（高知県あったかふれあいセンター事業費補助金の活用にあたっては、「高知県子ども食堂登録制度」に準じた取扱いとすること。）  ※定期的に開催する場合は月5回、小学校、中学校又は義務教育学校の長期休暇期間に開催する場合は週（月～日）3回を上限とする なお、定期開催及び長期休暇期間の開催が同一週に重なった場合は、週3回を上限とする	市町村が委託料として支出する受託団体の次に掲げる経費  【運営経費】 賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食材費、印刷製本費及び光熱水費）、役務費（通信運搬費、手数料）、使用料及び賃借料  【衛生管理経費】 保険料、腸内細菌検査料、食品衛生責任者養成講習会受講料  【子育て支援及び学習支援経費】 謝金、旅費  【行事食経費】 子ども食堂において行事食を提供するために必要な経費（食材費）	1回あたり8,500円※  ①保険料：1人あたり28円/回まで×参加者及びスタッフ人数※ ②腸内細菌検査料：1人あたり1,260円/回まで×スタッフ人数（スタッフ1人あたりの年間検査回数は2回までとする） ③食品衛生責任者養成講習会受講料：1箇所あたり5,500円まで（一般社団法人高知県食品衛生協会の受講料を上限とする） 継続して子ども食堂の業務に従事する職員・ボランティアが受講すること  1箇所あたり2万円以内 講師：1人あたり3,000円/回まで 学習支援を行う者：1人あたり1,000円/回まで  1箇所あたり33,000円以内	
		※定期的に開催する場合は月5回、小学校、中学校又は義務教育学校の長期休暇期間に開催する場合は週（月～日）3回を上限とする なお、定期開催及び長期休暇期間の開催が同一週に重なった場合は、週3回を上限とする	市町村が委託料として支出する受託団体の次に掲げる経費		
		デジタル環境整備経費	オンライン機器を活用した遠隔地からの支援や事業の実施等に取り組むため、必要な環境の整備にかかる経費	市町村が委託料として支出する受託団体の次に掲げる経費 需用費（消耗品費、印刷製本費、修繕料（1件50万円以内））、役務費（通信費含む）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費（単価50万円以内）、並びに負担金	知事が必要と認めた額

### 別表第3 略

高知県あったかふれあいセンター事業費補助金交付要綱 新旧対照表

第1号様式～第3号様式 略  
第4号様式

第4号様式(第14条関係)

第 号  
令和 年 月 日

高知県知事 様

市町村長

事業実績報告書

年 月 日付け高知県指令 第 号で交付(変更交付・廃止)決定がありました。年度高知県あったかふれあいセンター事業が完了しましたので、高知県あったかふれあいセンター事業費補助金交付要綱第14条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助金実績額 円

2 補助金精算額

補助金実績額	金	円 (A)
既交付額	金	円 (B)
補助金精算額	金	円 (C) = (A) - (B)

3 補助事業の完了年月日

4 添付書類

- (1) 高知県あったかふれあいセンター事業費補助金精算額調書(別紙7)
- (2) 高知県あったかふれあいセンター事業実績報告書
  - ア 個表(別紙8-1)
  - イ 事業従事者に関する調書(別紙8-2)
  - ウ 事業実施機能調書(別紙9-1及び9-2)
  - エ 利用状況報告書(別紙9-3)
- (3) 支出済額内訳書等
  - ア 支出済額内訳書(別紙10-1又は別紙10-2)
  - イ 子ども食堂精算額調書(別表第1の拡充機能(6)「子ども食堂」を実施した場合(別紙10-3))
- (4) 委託事業により取得した備品一覧(別紙11)
- (5) 収益に関する調書(別紙12)
- (6) 貸金台帳(参考様式:別紙13)
- (7) 収支決算書(見込み書)抄本
- (8) 契約書、仕様書(写し)
- (9) 検査調書(写し)
- (10) 交付申請時に提出した事業計画に評価などを記載したもの
- (11) 事業実施期間中に開催した運営協議会(2回分)の内容が分かる資料(議事録及び当日資料)

第1号様式～第3号様式 略  
第4号様式

第4号様式(第14条関係)

第 号  
令和 年 月 日

高知県知事 様

市町村長

事業実績報告書

年 月 日付け高知県指令 第 号で交付(変更交付・廃止)決定がありました。年度高知県あったかふれあいセンター事業が完了しましたので、高知県あったかふれあいセンター事業費補助金交付要綱第14条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付精算額 円

2 補助金受入年月日

3 添付書類

- (1) 高知県あったかふれあいセンター事業費補助金精算額調書(別紙7)
- (2) 高知県あったかふれあいセンター事業実績報告書
  - ア 個表(別紙8-1)
  - イ 事業従事者に関する調書(別紙8-2)
  - ウ 事業実施機能調書(別紙9-1及び9-2)
  - エ 利用状況報告書(別紙9-3)
- (3) 支出済額内訳書等
  - ア 支出済額内訳書(別紙10-1又は別紙10-2)
  - イ 子ども食堂精算額調書(別表第1の拡充機能(6)「子ども食堂」を実施した場合(別紙10-3))
- (4) 委託事業により取得した備品一覧(別紙11)
- (5) 収益に関する調書(別紙12)
- (6) 貸金台帳(参考様式:別紙13)
- (7) 収支決算書(見込み書)抄本
- (8) 契約書、仕様書(写し)
- (9) 検査調書(写し)
- (10) 交付申請時に提出した事業計画に評価などを記載したもの
- (11) 事業実施期間中に開催した運営協議会の内容が分かる資料(議事録及び当日資料)

高知県あったかふれあいセンター事業費補助金交付要綱 新旧対照表

第5号様式 略  
第6号様式

第5号様式 略  
第6号様式  
なし

第6号様式(第15条関係)

第 号  
令和 年 月 日

高知県知事 様

市町村長

年度高知県あったかふれあいセンター事業費補助金概算払請求書

高知県あったかふれあいセンター事業費補助金交付要綱第15条の規定により、年度高知県あったかふれあいセンター事業費補助金を概算交付されるよう請求します。

記

1 概算払請求額

補助金交付決定額		円
既交付額		円
今回請求額		円

2 添付書類(概算払の必要があると認められる資料)

# 高知県あったかふれあいセンター事業費補助金交付要綱 新旧対照表

## 別紙 1

令和 年度 高知県あったかふれあいセンター事業費補助金所要額調書 <span style="float: right;">(円)</span>											
	人役	総事業費 A	その他の財源 B	補助対象 (A-B) C	限度額 D	選定額 (C・Dいずれか 小さい額) E	収益 見込み額 F	差引額 (E計-F) G	県補助 所要額 (G/2) H	県補助 申請額 I	備 考
人件費	コーディネーター										
	スタッフ										
	小 計										
その他の経費	運営経費	-									
	機能強化・ 拡充経費	-			-						
	デジタル環 境整備経費	-			-						
	小 計	-									
合 計	-										

1 B欄は、別紙2の「その他の財源内訳」に入力した額と合致するように記入してください。  
注意：重層的支援体制整備事業（移行準備含む）を充当する場合は財源種別（国費・県費・市町村費）にならず充当額金額が「その他の財源」となります。

2 D欄には、「高知県あったかふれあいセンター事業費補助金交付要綱」の別表2の第4欄に定める限度額を記入してください。  
※人件費の限度額は、コーディネーター1人役あたり580万円とスタッフ1人役あたり340万円の合算額とします。  
ただし、コーディネーター及びスタッフそれぞれ1人役580万円を上限とします。

3 F欄には、委託事業により発生する収益がある場合には、その見込み額を記入してください。

4 H欄の、千円未満の端数については切り捨ててください。

## 別紙 1

令和 年度 高知県あったかふれあいセンター事業費補助金所要額調書 <span style="float: right;">(円)</span>											
	人役	総事業費 A	その他の財源 B	補助対象 (A-B) C	限度額 D	選定額 (C・Dいずれか 小さい額) E	収益 見込み額 F	差引額 (E計-F) G	県補助額 (G/2) H	備 考	
人件費	コーディネーター										
	スタッフ										
	小 計										
その他の経費	運営経費	-									
	機能強化・ 拡充経費	-			-						
	デジタル環 境整備経費	-			-						
	小 計	-									
合 計	-										

1 B欄は、その他の財源（地域支援事業、国補助事業等）を充てる場合の額を記入してください。また、その他の財源を複数活用する場合は、備考欄に内訳を記入してください。

2 D欄には、「高知県あったかふれあいセンター事業費補助金交付要綱」の別表2の第4欄に定める限度額を記入してください。  
※人件費の限度額は、コーディネーター1人役あたり580万円とスタッフ1人役あたり310万円の合算額とします。  
ただし、コーディネーター及びスタッフそれぞれ1人役580万円を上限とします。

3 F欄には、委託事業により発生する収益がある場合には、その見込み額を記入してください。

4 H欄の、千円未満の端数については切り捨ててください。

高知県あったかふれあいセンター事業費補助金交付要綱 新旧対照表

別紙2

別紙2 令和 年度 高知県あったかふれあいセンター事業実施計画書(個表)											
市町村名		財源区分									
1 センター名称											
2 事業内容											
										目的	
3 事業実施場所											
										住所	
4 受託者(予定)											
										名称	
5 事業費積算											
										人件費	
スタッフ				B		円					
				小計(A+B)		C		円			
その他の経費		運営経費		D		円					
		機能強化・拡充経費		E		円					
		デジタル環境整備経費		F		円					
				小計(D+E+F)		G		円			
6 当該年度事業費 (H=C+G)		円		7 その他財源 充当額(I)		円		8 差引額 (J=H-I)		円	
7 (I)のその他 財源内訳(再掲)											
										①	
		うちコーディネーター		運営経費		円		機能強化・拡充経費		円	
		うちスタッフ				円		デジタル環境整備経費		円	
9 職員数											
										②	
		うちコーディネーター		運営経費		円		機能強化・拡充経費		円	
		うちスタッフ				円		デジタル環境整備経費		円	
計		人役		人役		人役		人役		人役	
		実人数		人		人		人		人	
10 事業実施期間(自)											

別紙2

別紙2 令和 年度 高知県あったかふれあいセンター事業実施計画書(個表)											
市町村名		財源区分									
1 センター名称											
2 事業内容											
										目的	
3 事業実施場所											
										住所	
4 受託者(予定)											
										名称	
5 事業費積算											
										人件費	
スタッフ				B		円					
				小計(A+B)		C		円			
その他の経費		運営経費		D		円					
		機能強化・拡充経費		E		円					
		デジタル環境整備経費		F		円					
				小計(D+E+F)		G		円			
6 当該年度事業費 (H=C+G)		円		7 その他財源 充当額(I) ※参考資料添付		円		8 差引額 (J=H-I)		円	
7 (I)のその他 財源内訳(再掲) ※参考資料添付											
										①	
		うちコーディネーター		円		運営経費		円		機能強化・拡充経費	
		うちスタッフ		円				円		デジタル環境整備経費	
9 職員数											
										②	
		うちコーディネーター		円		運営経費		円		機能強化・拡充経費	
		うちスタッフ		円				円		デジタル環境整備経費	
計		人役		人役		人役		人役		人役	
		実人数		人		人		人		人	
10 事業実施期間(自)											

高知県あったかふれあいセンター事業費補助金交付要綱 新旧対照表

別紙 3-1

別紙 3-1 高知県あったかふれあいセンター事業実施予定機能調書							
1 あったかふれあいセンターの機能 ◎…必須、○…任意							
補助要綱	実施状況	頻度	主な対象者	利用料	具体的な内容	場所（拠点以外で実施する場合）	
1 インフォーマルサービスの提供 必須機能	集い	◎					
	付加機能	預かる					
		聴く					
		送る					
		交わる					
		学ぶ					
		相談	◎				
2 地域の居守りネットワークの構築	訪問	◎					
	つながり	◎					
	3 生活支援	◎					
補助要綱	実施状況	頻度	主な対象者	利用料	具体的な内容	場所（拠点以外で実施する場合）	
拡充機能	移動手段の確保						
	配食						
	泊まり						
	介護予防						
	認知症カフェ						
	子ども食堂						
	2 コーディネーターの役割						
配置場所							
役割							
活動内容							

別紙 3-1

別紙 3-1 高知県あったかふれあいセンター事業実施予定機能調書							
1 あったかふれあいセンターの機能 ◎…必須、○…任意							
補助要綱	実施状況	頻度	主な対象者	利用料	具体的な内容	場所（拠点以外で実施する場合）	
1 インフォーマルサービスの提供 必須機能	集い	◎					
	付加機能	預かる					
		聴く					
		送る					
		交わる					
		学ぶ					
		相談	◎				
2 地域の居守りネットワークの構築	訪問	◎					
	つながり	◎					
	3 生活支援						
補助要綱	実施状況	頻度	主な対象者	利用料	具体的な内容	場所（拠点以外で実施する場合）	
拡充機能	移動手段の確保						
	配食						
	泊まり						
	介護予防						
	認知症カフェ						
	子ども食堂						
2 コーディネーターの役割							
配置場所							
役割							
活動内容							

## 高知県あったかふれあいセンター事業費補助金交付要綱 新旧対照表

### 別紙 3 - 2

別紙 3 - 2 実施予定機能調書

高知県あったかふれあいセンター事業実施予定機能調書

1 拠点

名称	
施設名称	
住所	
対象エリア	
開催頻度	

2 サテライト

令和7年4月1日時点のサテライト数

	名称	施設名称	開催頻度	住所	対象地区	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

※必要に応じて行を追加してください。

別紙 4 - 1、4 - 2 略

### 別紙 3 - 2

別紙 3 - 2 実施予定機能調書

高知県あったかふれあいセンター事業実施予定機能調書

1 拠点

名称	
施設名称	
住所	
対象エリア	
開催頻度	

2 サテライト

4月1日時点のサテライト数

令和 年度設置予定数

	名称	施設名称	開催頻度	住所	対象地区	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

※必要に応じて行を追加してください。

別紙 4 - 1、4 - 2 略

# 高知県あったかふれあいセンター事業費補助金交付要綱 新旧対照表

## 別紙4-3

別紙4-3

### 子ども食堂経費所要額内訳表

**1 子ども食堂の実施について**  
 あったかふれあいセンター事業費補助金の活用にあたっては、「高知家子ども食堂登録制度」に準じた運営・実施をしていること。

**2 「子ども食堂」の収入見込額**

ア. 18歳未満の子どもからの徴収 (300円未満)  $\text{①} \frac{\text{円}}{\text{人}} \times \text{②} \frac{\text{人}}{\text{回}} \times \text{③} \text{回} = \text{円}$  徴収額チェック

イ. ア以外の者からの徴収  $\text{④} \frac{\text{円}}{\text{人}} \times \text{⑤} \frac{\text{人}}{\text{回}} \times \text{⑥} \text{回} = \text{円}$

ウ. 寄附金、その他収入  $\text{⑦} \text{円} = \text{円}$

ア+イ+ウ = 円 …(A) ※(A)の額を別紙1「収益見込み額」に記入してください。

**3 「子ども食堂」の実施にかかる経費(別表第2第3欄に掲げる経費)**

**(1) 運営経費**

科目	積算内訳	支出予定額(円)
報償費		
旅費		
需用費 (消耗品費、燃料費、食材費、印刷製本費及び光熱水費)		
役員費 (通信運搬費、手数料)		
使用料及び賃借料		
合計		円 …(B)

(1)-2運営経費補助基準額  $8,500 \text{円} \times \text{⑧} \text{回} = \text{円} \dots(C)$   
 (B)または(C)のいずれか低い額 円 …(D)

**(2) 衛生管理経費**

科目	積算内訳	支出予定額(円)
保険料 ※1人あたり28円/回まで		
腸内細菌検査料 ※1人あたり1,260円/回まで(1人あたりの年間検査回数は2回までとする)		
食品衛生責任者養成講習会受講料 1箇所あたり9,500円まで		
合計		円 …(E)

受講料チェック

**(3) 子育て支援及び学習支援経費**

科目	積算内訳	支出予定額(円)
子育て支援に関する講話並びに体験活動に係る講師への謝金及び旅費 ※1人あたり3,000円/回まで		
学習支援を行う者への謝金及び旅費 ※1人あたり1,000円/回まで		
合計		円 …(F) 上限額 <input type="text"/> 20,000

(E)または年間上限額20,000円のいずれか低い額 円 …(G)

**(4) 行事食経費**

科目	積算内訳	支出予定額(円)
食事とおとして社会一般的な行事を子どもが体験する機会(※)を提供することを目的とした行事食に係る食材費 ※行事食は市販品も対象とする。おもちゃ・プレゼントは対象外とする。		
合計		円 …(H) 上限額 <input type="text"/> 33,000

(F)または年間上限額33,000円のいずれか低い額 円 …(I)

**4 所要経費額合計**  $\text{円} \dots(K)$  ※(K)の額を別紙4-2別表第1の拡充機能(6)「子ども食堂」の実施にかかる補助対象額」欄へ記入してください。

**5 差引額**  $(D)+(E)+(G)+(I) \text{円} - (A) \text{円} = \text{円} \dots(J)$

※注  
 ・(A)…収益がある場合、別紙1または別紙5の「収益見込み額」に記入してください。  
 ・(K)…別紙4-2「別表第1」の拡充機能(6)「子ども食堂」の実施にかかる補助対象額」欄へ記入してください。  
 ・(4)…行事食は正月、部分、ひな祭り、子どもの日、お彼岸(春・秋)、お盆、お月見、ハロウィン、クリスマス、誕生日とし、詳細は高知県子ども食堂支援事業費補助金交付申請の手引きに準じます。

## 別紙4-3

別紙4-3

### 子ども食堂所要額調書

**1 「子ども食堂」の収入見込額**

ア. 18歳未満の子どもからの徴収 (300円未満)  $\text{①} \frac{\text{円}}{\text{人}} \times \text{②} \frac{\text{人}}{\text{回}} \times \text{③} \text{回} = \text{円}$

イ. ア以外の者からの徴収  $\text{④} \frac{\text{円}}{\text{人}} \times \text{⑤} \frac{\text{人}}{\text{回}} \times \text{⑥} \text{回} = \text{円}$

ウ. 寄附金、その他収入  $\text{⑦} \text{円} = \text{円}$

ア+イ+ウ = 円 …(A)

**2 「子ども食堂」の実施にかかる経費(別表第2第3欄に掲げる経費)**

**(1) 運営経費**

科目	積算内訳	支出予定額(円)
報償費		
旅費		
需用費 (消耗品費、燃料費、食材費、印刷製本費及び光熱水費)		
役員費 (通信運搬費、手数料)		
使用料及び賃借料		
合計		円 …(B)

(1)-2運営経費補助基準額  $8,500 \text{円} \times \text{⑧} \text{回} = \text{円} \dots(C)$   
 (B)または(C)のいずれか低い額 円 …(D)

**(2) 衛生管理経費**

科目	積算内訳	支出予定額(円)
保険料 ※1人あたり28円/回まで		
腸内細菌検査料 ※1人あたり1,260円/回まで(1人あたりの年間検査回数は2回までとする)		
食品衛生責任者養成講習会受講料 1箇所あたり9,500円まで		
合計		円 …(E)

**(3) 子育て支援及び学習支援経費**

科目	積算内訳	支出予定額(円)
子育て支援に関する講話並びに体験活動に係る講師への謝金及び旅費 ※1人あたり3,000円/回まで		
学習支援を行う者への謝金及び旅費 ※1人あたり1,000円/回まで		
合計		円 …(F)

(E)または年間上限額20,000円のいずれか低い額 円 …(G)

**(4) 行事食経費**

科目	積算内訳	支出予定額(円)
食事とおとして社会一般的な行事を子どもが体験する機会を提供することを目的とした行事食に係る食材費 ※行事食は市販品も対象とする。おもちゃ・プレゼントは対象外とする。		
合計		円 …(H)

(F)または年間上限額33,000円のいずれか低い額 円 …(I)

**3 差引額**  $(D)+(E)+(G)+(I) \text{円} - (A) \text{円} = \text{円} \dots(J)$

**4 補助所要額**  $\text{円} \dots(K)$

**5 交付申請額**  $\text{円} \dots(L)$

(注)  
 ・①で収益がある場合、別紙1及び別紙2の「収益見込み額」に記入してください。  
 ・②は、別紙4-2の別表第1の拡充機能(6)「子ども食堂」の実施にかかる補助対象額」に記入してください。  
 ・(4)行事食は正月、部分、ひな祭り、子どもの日、お彼岸(春・秋)、お盆、お月見、ハロウィン、クリスマス、誕生日とし、詳細は高知県子ども食堂支援事業費補助金交付申請の手引きに準じます。

## 高知県あったかふれあいセンター事業費補助金交付要綱 新旧対照表

### 別紙5

令和 年度 高知県あったかふれあいセンター事業費補助金所要額変更調書										
(円)										
		総事業費	その他の財源	補助対象 (A-B)	限度額	選定額 (C・Dいずれか 小さい額)	収益 見込み額	差引額 (E計-F)	県補助 申請額 (G/2)	備 考
人役		A	B	C	D	E	F	G	H	
人 件 費	コーディネーター				/	/				
	スタッフ									
	小 計									
そ の 他 の 経 費	運営経費	-								
	機能強化・ 拡充経費	-			-					
	デジタル環 境整備経費	-			-					
	小 計	-								
合 計		-								

1 B欄は、別紙2の「その他財源内訳」に入力した額と合致するように記入してください。  
注意：重層的支援体制整備事業（移行準備含む）を充当する場合は財源種別（国費・県費・市町村費）によらず充当額全額が「その他財源」となります。

2 D欄には、「高知県あったかふれあいセンター事業費補助金交付要綱」の別表2の第4欄に定める限度額を記入してください。  
※人件費の限度額は、コーディネーター1人役あたり580万円とスタッフ1人役あたり340万円の合算額とします。  
ただし、コーディネーター及びスタッフそれぞれ1人役580万円を上限とします。

3 F欄には、委託事業により発生する収益がある場合には、その見込み額を記入してください。

4 H欄の、千円未満の端数については切り捨ててください。

### 別紙5

令和 年度 高知県あったかふれあいセンター事業費補助金所要額変更調書										
(円)										
		総事業費	その他の財源	補助対象 (A-B)	限度額	選定額 (C・Dいずれか 小さい額)	収益 見込み額	差引額 (E計-F)	県補助額 (G/2)	備 考
人役		A	B	C	D	E	F	G	H	
人 件 費	コーディネーター				/	/				
	スタッフ									
	小 計									
そ の 他 の 経 費	運営経費	-								
	機能強化・ 拡充経費	-			-					
	デジタル環 境整備経費	-			-					
	小 計	-								
合 計		-								

1 B欄は、その他の財源（地域支援事業、国補助事業等）を充てる場合の額を記入してください。また、その他の財源を複数活用する場合は、備考欄に内訳を記入してください。

2 D欄には、「高知県あったかふれあいセンター事業費補助金交付要綱」の別表2の第4欄に定める限度額を記入してください。  
※人件費の限度額は、コーディネーター1人役あたり580万円とスタッフ1人役あたり310万円の合算額とします。  
ただし、コーディネーター及びスタッフそれぞれ1人役580万円を上限とします。

3 F欄には、委託事業により発生する収益がある場合には、その見込み額を記入してください。

4 H欄の、千円未満の端数については切り捨ててください。



# 高知県あったかふれあいセンター事業費補助金交付要綱 新旧対照表

## 別紙 7

令和 年度 高知県あったかふれあいセンター事業費補助金精算額調書														(円)
人役	総事業費 A	その他の財源 B	補助対象 (A-B) C	限度額 D	選定額 (C-D)いずれか 小さい額 E	収益 見込み額 F	差引額 (E計-F) G	県補助 所要額 (G/2) H	県補助金 既交付 決定額 I	県補助金 変動額 J	既交付額 K	精算額 L(J+K)	備 考	
人件費	コーディネーター				/									
	スタッフ				/									
	小 計													
その他の経費	運営経費	-												
	機能強化・拡充経費	-			-									
	デジタル環境整備経費	-			-									
	小 計	-												
合 計	-													

1 B欄は、別紙2の「その他財源内訳」に入力した額と合致するように記入してください。  
 注意：革新的支援体制整備事業(移行準備含む)を充当する場合は財源種別(国費・県費・市町村費)によらず充当額全額が「その他財源」となります。

2 D欄には、「高知県あったかふれあいセンター事業費補助金交付要綱」の別表2の第4欄に定める限度額を記入してください。  
 ※人件費の限度額は、コーディネーター1人役あたり580万円とスタッフ1人役あたり340万円の合算額とします。  
 ただし、コーディネーター及びスタッフそれぞれ1人役580万円を上限とします。

3 F欄には、委託事業により発生する収益がある場合には、その見込み額を記入してください。

4 H欄の、千円未満の端数については切り捨ててください。

## 別紙 7

令和 年度 高知県あったかふれあいセンター事業費補助金精算額調書														(円)
人役	総事業費 A	その他の財源 B	補助対象 (A-B) C	限度額 D	選定額 (C-D)いずれか 小さい額 E	収益 見込み額 F	差引額 (E計-F) G	県補助額 (G/2) H	県補助金 既交付 決定額 I	県補助金 所要額 J	備 考			
人件費	コーディネーター				/									
	スタッフ				/									
	小 計													
その他の経費	運営経費	-												
	機能強化・拡充経費	-			-									
	デジタル環境整備経費	-			-									
	小 計	-												
合 計	-													

1 B欄は、その他の財源(地域支援事業、国補助事業等)を充てる場合の額を記入してください。また、その他の財源を複数活用する場合は、備考欄に内訳を記入してください。

2 D欄には、「高知県あったかふれあいセンター事業費補助金交付要綱」の別表2の第4欄に定める限度額を記入してください。  
 ※人件費の限度額は、コーディネーター1人役あたり580万円とスタッフ1人役あたり310万円の合算額とします。  
 ただし、コーディネーター及びスタッフそれぞれ1人役580万円を上限とします。

3 F欄には、委託事業により発生する収益がある場合には、その見込み額を記入してください。

4 H欄の、千円未満の端数については切り捨ててください。

高知県あったかふれあいセンター事業費補助金交付要綱 新旧対照表

別紙 8

別紙8-1 年度 高知県あったかふれあいセンター事業実績報告書(個表)									
市町村名			財源区分						
1 センター名称									
2 事業内容									
3 事業実施場所									
4 受託者									
5 事業費積算									
人件費	コーディネーター	A							円
	スタッフ	B							円
小計(A+B)		C							円
その他の経費	運営経費	D							円
	機能強化・拡充経費	E							円
	デジタル環境整備経費	F							円
	小計(D+E+F)		G						
6 当該年度事業費 (H=C+G)		円	7 その他財源 充当額(I)		円	8 差引額 (J=H-I)		円	
7 (I)のその他 財源内訳(再掲)	①	財源の種類	財源の名称		円		円		
		うちコーディネーター	円	運営経費	円	機能強化・拡充経費	円		
	うちスタッフ	円	デジタル環境整備経費	円	デジタル環境整備経費	円			
	②	財源の種類	財源の名称		円		円		
うちコーディネーター		円	運営経費	円	機能強化・拡充経費	円			
うちスタッフ	円	デジタル環境整備経費	円	デジタル環境整備経費	円				
9 職員数	計	人役	人役	コーディネーター	人役	スタッフ	人役		
		実人数	人	人	人	人	人		
10 事業実施期間(自)					年月日		年月日		
					(至)				

別紙 8

別紙8-1 年度 高知県あったかふれあいセンター事業実績報告書(個表)									
市町村名			財源区分						
1 センター名称									
2 事業内容									
3 事業実施場所									
4 受託者									
5 事業費積算									
人件費	コーディネーター	A							円
	スタッフ	B							円
小計(A+B)		C							円
その他の経費	運営経費	D							円
	機能強化・拡充経費	E							円
	デジタル環境整備経費	F							円
	小計(D+E+F)		G						
6 当該年度事業費 (H=C+G)		円	7 その他財源 充当額(I)		円	8 差引額 (J=H-I)		円	
7 (I)のその他 財源内訳(再掲) ※参考資料添付	①	財源の種類・名称	円		円		円		
		うちコーディネーター	円	運営経費	円	機能強化・拡充経費	円		
	うちスタッフ	円	デジタル環境整備経費	円	デジタル環境整備経費	円			
	②	財源の種類・名称	円		円		円		
うちコーディネーター		円	運営経費	円	機能強化・拡充経費	円			
うちスタッフ	円	デジタル環境整備経費	円	デジタル環境整備経費	円				
9 職員数	計	人役	人役	コーディネーター	人役	スタッフ	人役		
		実人数	人	人	人	人	人		
10 事業実施期間(自)					年月日		年月日		
					(至)				



高知県あったかふれあいセンター事業費補助金交付要綱 新旧対照表

別紙 9-1

別紙 9-1 高知県あったかふれあいセンター事業実施機能調書						
1 あったかふれあいセンターの機能						
補助要綱	実施状況	頻度	主な対象者	利用料	具体的な内容	場所（拠点以外で実施した場合）
1 地域連携 コーディネーターの役割	集い	◎				
	預かる					
	届く					
	送る					
	交わる					
	学ぶ					
	相談	◎				
	訪問	◎				
	つなぎ	◎				
	3 生活支援	◎				
2 地域連携 コーディネーターの役割	移動手段の確保					
	配食					
	泊まり					
	介護予防					
	認知症カフェ					
	子ども食堂					
	2 コーディネーターの役割					
配食場所						
役割						
活動内容						

別紙 9-1

別紙 9-1 高知県あったかふれあいセンター事業実施機能調書						
1 あったかふれあいセンターの機能						
補助要綱	実施状況	頻度	主な対象者	利用料	具体的な内容	場所（拠点以外で実施した場合）
1 地域連携 コーディネーターの役割	集い	◎				
	預かる					
	届く					
	送る					
	交わる					
	学ぶ					
	相談	◎				
	訪問	◎				
	つなぎ	◎				
	3 生活支援					
2 地域連携 コーディネーターの役割	移動手段の確保					
	配食					
	泊まり					
	介護予防					
	認知症カフェ					
	子ども食堂					
	2 コーディネーターの役割					
配食場所						
役割						
活動内容						

高知県あったかふれあいセンター事業費補助金交付要綱 新旧対照表

別紙 9-2

別紙 9-2 実施予定機能調書

高知県あったかふれあいセンター事業実施機能調書

1 拠点

名称	
施設名称	
住所	
対象エリア	
開催頻度	

2 サテライト

当事業年度末時点のサテライト数

	名称	施設名称	開催頻度	住所	対象地区	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

※必要に応じて行を追加してください。

別紙 9-3、10-1 略

別紙 9-2

別紙 9-2 実施予定機能調書

高知県あったかふれあいセンター事業実施機能調書

1 拠点

名称	
施設名称	
住所	
対象エリア	
開催頻度	

2 サテライト

4月1日時点のサテライト数  
令和 年度設置予定数

	名称	施設名称	開催頻度	住所	対象地区	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

※必要に応じて行を追加してください。

別紙 9-3、10-1 略

高知県あったかふれあいセンター事業費補助金交付要綱 新旧対照表

別紙10-2

別紙10-2 支出済額内訳書（※人件費を除く）			
運営経費（共通）、機能強化・拡充経費がある場合			
事業費の区分	科目	支出済額	積算内訳
運営経費 （共通）	現金 共済費 報償費 旅費 需用費 消耗品費 燃料費 印刷製本費 光熱水費 修繕料 役員料 委託料 役務費 使用料及び賃借料 備品購入費 （1件30万円未満）	円	
	小計 a		
	備品購入費 （1件30万円以上50万円以内） 負担金		
	小計 b		
運営経費 計 (①) a+b			(別紙8-1)のD欄の額と同額となるように入記してください。
機能強化・ 拡充経費	現金 共済費 報償費 旅費 需用費 消耗品費 燃料費 印刷製本費 光熱水費 修繕料 役員料 委託料 役務費 使用料及び賃借料 備品購入費 （1件30万円未満）	円	
	小計 c		
	別表第1の拡充機能(6)「子ども 食堂」の実施にかかる補助対象額 （内訳は別紙9-3） 備品購入費 （1件30万円以上50万円以内） 負担金		
	小計 d		
機能強化・拡充経費 計 (②) c+d			(別紙8-1)のD欄の額と同額となるように入記してください。
デジタル環境整 備経費	需用費 消耗品費 印刷製本費 修繕料 役員料 委託料 役務費 使用料及び賃借料 備品購入費 （1件30万円未満）	円	
	小計 e		
	備品購入費 （1件30万円以上50万円以内） 負担金		
	小計 f		
デジタル環境整備経費 計 (③) e+f			(別紙8-1)のE欄と同額となるように入記してください。
合 計 (①+②+③)			(別紙8-1)のG欄と同額となるように入記してください。
◎機能強化・拡充した実施内容			
(注) 1. 「その他の経費」のうち「機能強化・拡充経費」又は「デジタル環境整備経費」がある場合は、こちらの様式に記入してください。 2. 「機能強化・拡充経費」の「別表第1の拡充機能(6)「子ども食堂」の実施にかかる補助対象額」については別紙9-3の②又は③の額を記入してください。			

別紙10-2

別紙10-2 支出済額内訳書（※人件費を除く）			
運営経費（共通）、機能強化・拡充経費がある場合			
事業費の区分	科目	支出済額	積算内訳
運営経費 （共通）	資金 共済費 報償費 旅費 需用費 消耗品費 燃料費 印刷製本費 光熱水費 修繕料 役員料 委託料 使用料及び賃借料 備品購入費 （1件30万円未満）	円	
	小計 a		
	備品購入費 （1件30万円以上50万円以内） 負担金		
	小計 b		
運営経費 計 (①) a+b			(別紙8-1)のD欄の額と同額となるように入記してください。
機能強化・ 拡充経費	資金 共済費 報償費 旅費 需用費 消耗品費 燃料費 印刷製本費 光熱水費 修繕料 役員料 委託料 使用料及び賃借料 備品購入費 （1件30万円未満）	円	
	小計 c		
	別表第1の拡充機能(6)「子ども 食堂」の実施にかかる補助対象額 （内訳は別紙9-3） 備品購入費 （1件30万円以上50万円以内） 負担金		
	小計 d		
機能強化・拡充経費 計 (②) c+d			(別紙8-1)のD欄と同額となるように入記してください。
デジタル環境整 備経費	需用費 消耗品費 印刷製本費 修繕料 役員料 委託料 使用料及び賃借料 備品購入費 （1件30万円未満）	円	
	小計 e		
	備品購入費 （1件30万円以上50万円以内） 負担金		
	小計 f		
デジタル環境整備経費 計 (③) e+f			(別紙8-1)のE欄と同額となるように入記してください。
合 計 (①+②+③)			(別紙8-1)のG欄と同額となるように入記してください。
◎機能強化・拡充した実施内容			
(注) 1. 「その他の経費」のうち「機能強化・拡充経費」又は「デジタル環境整備経費」がある場合は、こちらの様式に記入してください。 2. 「機能強化・拡充経費」の「別表第1の拡充機能(6)「子ども食堂」の実施にかかる補助対象額」については別紙9-3の②又は③の額を記入してください。			

高知県あったかふれあいセンター事業費補助金交付要綱 新旧対照表

別紙10-3

別紙10-3

**子ども食堂 支出経費内訳表**

**1 子ども食堂の実施について**  
 あったかふれあいセンター事業費補助金の活用にあたっては、「高知県子ども食堂登録制度」に準じた運営・実施をしていること。

**2 「子ども食堂」の収入見込額**

ア. 18歳未満の子どもの徴収 (300円未満) @  円 ×  人/回 ×  回 =  円

イ. ア以外の者からの徴収 @  円 ×  人/回 ×  回 =  円

ウ. 寄附金、その他収入

ア+イ+ウ =  円 …(A)

**3 「子ども食堂」の実施にかかる経費(別表第2第3欄に掲げる経費)**

**(1) 運営経費**

科目	積算内訳	支出予定額(円)
報償費		
旅費		
需用費 (消耗品費、燃料費、食材費、印刷製本費及び光熱水費)		
役務費 (通信運搬費、手数料)		
使用料及び賃借料		
合計		円 …(B)

(1)-2運営経費補助基準額 8,500 円 ×  回 =  円 …(C)

(B)または(C)のいずれか低い額  円 …(D)

**(2) 衛生管理経費**

科目	積算内訳	支出予定額(円)
保険料 ※1人あたり28円/回まで		
腸内細菌検査料 ※1人あたり1280円/回まで(1人あたりの年間検査回数は2回までとする)		
食品衛生責任者養成講習会受講料 1箇所あたり5500円まで		
合計		円 …(E)

**(3) 子育て支援及び学習支援経費**

科目	積算内訳	支出予定額(円)
子育て支援に関する講話並びに体験活動に係る講師への謝金及び旅費 ※1人あたり3,000円/回まで		
学習支援を行う者への謝金及び旅費 ※1人あたり1,000円/回まで		
合計		円 …(F) 上限額 20,000

(E)または年間上限額20,000円のいずれか低い額  円 …(G)

**(4) 行事食経費**

科目	積算内訳	支出予定額(円)
食事をおとして社会一般的な行事食を子どもが体験する機会(※)を提供することを目的とした行事食に係る食材費 ※行事食は市販品も対象とする。おもちゃ・プレゼントは対象外とする。		
合計		円 …(H) 上限額 33,000

(F)または年間上限額33,000円のいずれか低い額  円 …(I)

**4 経費実績額合計**  円 …(K) ※(K)の金額を別紙10-2「別表第1の拡充機能(6)「子ども食堂」の実施にかかる補助対象額」に記入してください。

**5 差引額** (D)+(E)+(G)+(I)  円 - (A)  円 =  円 …(J)

※注  
 ・(A)…収益がある場合、別紙7「収益見込み額」に記入してください。  
 ・(K)…別紙10-2「別表第1の拡充機能(6)「子ども食堂」の実施にかかる補助対象額」に記入してください。  
 ・(4)…行事食は正月、部分、ひな祭り、子どもの日、お彼岸(春・秋)、お盆、お月見、ハロウィン、クリスマス、誕生日とし、詳細は高知県子ども食堂支援事業費補助金交付申請の手引きに準じます。

別紙11~13 略

別紙10-3

別紙10-3

**子ども食堂所要額調査**

**1 「子ども食堂」の収入額**

ア. 18歳未満の子どもの徴収 (300円未満) @  円 ×  人/回 ×  回 =  円

イ. ア以外の者からの徴収 @  円 ×  人/回 ×  回 =  円

ウ. 寄附金、その他収入

ア+イ+ウ =  円 …(A)

**2 「子ども食堂」の実施にかかる経費(別表第2第3欄に掲げる経費)**

**(1) 運営経費**

科目	積算内訳	支出済額(円)
報償費		
旅費		
需用費 (消耗品費、燃料費、食材費、印刷製本費及び光熱水費)		
役務費 (通信運搬費、手数料)		
使用料及び賃借料		
合計		円 …(B)

(1)-2運営経費補助基準額 8,500 円 ×  回 =  円 …(C)

(B)または(C)のいずれか低い額  円 …(D)

**(2) 衛生管理経費**

科目	積算内訳	支出済額(円)
保険料 ※1人あたり28円/回まで		
腸内細菌検査料 ※1人あたり1280円/回まで(1人あたりの年間検査回数は2回までとする)		
食品衛生責任者養成講習会受講料 1箇所あたり5500円まで		
合計		円 …(E)

**(3) 子育て支援及び学習支援経費**

科目	積算内訳	支出済額(円)
子育て支援に関する講話並びに体験活動に係る講師への謝金及び旅費 ※1人あたり3,000円/回まで		
学習支援を行う者への謝金及び旅費 ※1人あたり1,000円/回まで		
合計		円 …(F)

(E)または年間上限額20,000円のいずれか低い額  円 …(G)

**(4) 行事食経費**

科目	積算内訳	支出済額(円)
食事をおとして社会一般的な行事食を子どもが体験する機会を提供することを目的とした行事食に係る食材費 ※行事食は市販品も対象とする。おもちゃ・プレゼントは対象外とする。		
合計		円 …(H)

(F)または年間上限額33,000円のいずれか低い額  円 …(I)

**3 差引額** (D)+(E)+(G)+(I)  円 - (A)  円 =  円 …(J)

**4 補助所要額**  円 …(K)

**5 交付申請額**  円 …(L)

(注)  
 ・①で収益がある場合、別紙1及び別紙2の「収益見込み額」に記入してください。  
 ・②は、別紙4-2の別表第1の拡充機能(6)「子ども食堂」の実施にかかる補助対象額」に記入してください。  
 ・(4)行事食は正月、部分、ひな祭り、子どもの日、お彼岸(春・秋)、お盆、お月見、ハロウィン、クリスマス、誕生日とし、詳細は高知県子ども食堂支援事業費補助金申請の手引きに準じます。

別紙11~13 略